

事 務 連 絡  
平成22年5月13日

まぐろ類輸入業者各位

まぐろ類の事前確認の手続きについて

水 産 庁 遠 洋 課  
経済産業省貿易審査課農水産室

関係業者の皆様には平素よりお世話になっております。

さて、まぐろ類の輸入については、各地域漁業管理機関における貿易管理措置に関する決定の遵守及び国内法令等を踏まえたまぐろ類の輸入動向の把握等を目的として、事前確認を行っているところです。

これまで、関係業者の皆様には、事前確認の申請手順に関して、平成18年11月付け「まぐろ類の事前確認の手続きについて」によりお願いしてきたところですが、事前確認申請における電子申請手続きの改修等に伴い、一部変更し、下記のとおりとします。

また、これにより、平成18年11月付け「まぐろ類の事前確認の手続きについて」は、平成22年5月31日限りで廃止します。

#### 記

- 1 冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合（変更なし）

水産庁遠洋課において、正規許可船・蓄養場リスト対策確認書の発行申請による確認を受けた後、経済産業省農水産室において、事前確認申請を行ってください。

- 2 「生鮮、冷蔵又は冷凍のまぐろ類（びんちょうまぐろ及び1に掲げるまぐろを除く。）」又は「生鮮、冷蔵又は冷凍のかじき類（めかじきを除く。）」を船舶により輸入する場合（変更）

水産庁遠洋課において、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告書等を提出し、受付番号が押印された当該報告書の写しの返却を受けてください。

その後、経済産業省農水産室において事前確認申請書類を提出する際、受付番号が押印された当該報告書の写しを提示（電子申請の場合は、受付番号が押印された当該報告書の写しを添付）してください。